

## ○富士見町省エネリフォーム事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進、地域産業の活性化、既存住宅の改修等による住環境の改善、移住・定住の促進、都市機能の増進及び災害に強いまちづくりを目的として、町内施工業者を利用して省エネリフォーム工事を行う町民に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて富士見町補助金等交付規則(昭和51年規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネリフォーム工事 別表に掲げる工事をいう。
- (2) 町内施工業者 町内に本店又は支店等の法人登記等を有する業者をいう。
- (3) 移住者、定住者 補助対象建築物の所在地を住所として住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定による転入又は同法第23条の規定による転居したもの又はしようとする者であって、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 補助対象建築物の省エネリフォーム工事後1カ月以内に当該建築物の所在地を住所として転入しようとする者

イ 補助対象建築物の所在地を住所として転入し、第7条第1項の事業計画書の提出をする時点において転入から2年を経過しない者

ウ 補助対象建築物の省エネリフォーム工事後1カ月以内に当該建築物の所在地を住所として転居しようとする者。ただし転入から3年以内の転居に限る。

エ 転入から3年以内に補助対象建築物の所在地を住所として転居し、第7条第1項の事業計画書の提出をする時点において転居から2年を経過しない者

- (4) 居住誘導区域 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第2項第2号に規定する区域で、居住を誘導すべき区域として富士見町立地適正化計画に定める区域
- (5) 消防団員等 富士見町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和40年富士見町条例第28号)第3条の規定により任用された消防団員又は消防団員を退団した者で、勤続5年以上の勤務を有し、かつ、退団後3年以内の者であり、申請者又は申請者と同居している3親等以内の者
- (6) 申請者 事業計画の承認を受けようとする者
- (7) 交付対象者 事業計画の承認を受けた者
- (8) 交付決定者 補助金の交付決定を受けた者

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、補助対象建築物の所有者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者

ア 富士見町に住民登録がある者

イ 移住者、定住者

- (2) 富士見町が賦課する町税及び料金(以下「町税等」という。)の滞納がない者

- (3) 富士見町暴力団排除条例(平成24年富士見町条例第26号)に規定する暴力団若しくは暴力団員又は

暴力団と密接な関係を有するものでないもの

(補助対象建築物)

第4条 補助金の交付の対象となる建築物(以下「補助対象建築物」という。)は、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び他の関係法令に違反のない建築物であり、個人住宅、併用住宅の住宅部分及び集合住宅の自己占有部分(ただし、区分登記されていること。)とする。

2 前項に規定する建築物は町内にある自己所有の建築物とする。

(補助対象経費及び補助率)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象建築物の省エネルギー工事に係る経費のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 町内施工業者が施工するものに係る経費

(2) 費用が10万円以上である省エネルギー工事に係る経費

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費が国、県及び町の他の制度による補助金を受けている場合、又は次の各号のいずれかに該当する補助金の交付を過去に受けたことがあるものは、当該補助金の対象外とする。

(1) 富士見町住宅リフォーム事業補助金(平成23年3月8日告示第22号)

(2) 富士見町省エネ住宅リフォーム事業補助金(令和5年3月7日告示第19号)

3 補助金の交付額は別表に掲げるとおりとする。

4 補助金の加算は別表に掲げるとおりとする。

(補助の回数)

第6条 補助の回数は同一申請者に対して1回限りとする。

(事業計画及び承認)

第7条 申請者は、省エネルギー工事の着工前に富士見町省エネルギー事業計画書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 工事見積書の写し

(3) 住民票の写し

(4) 申請を代理人に委任する場合は、委任状

(5) 使用する材料の性能を証する仕様書又はカタログ等の写し

(6) 施工箇所が分かる図面

(7) 建築物の登記事項証明書の写し(閲覧承諾書に変えることができる。)

(8) 納税証明書(閲覧承諾書に変えることができる。)

(9) 建築物の外観写真、工事予定箇所の写真(住宅用防災機器が住宅に既設の場合は、その写真を含む。)

(10) 施工業者が町内業者であることを証する書類

(11) 環境省の実施する「うちエコ診断」(WEB版に限る)の診断結果

(12) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による提出があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、富士見町省エネルギー事業承認通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(事業承認の条件)

第8条 町長は事業承認をする場合には、補助対象建築物に対して、諏訪広域連合火災予防条例(平成12年7月1日諏訪広域連合条例第31号。以下「火災予防条例」という。)第29条の2に規定する住宅用防災機器を設置することを条件に付する。ただし、これらの建築物に住宅用防災機器が既に設置されている場合、又は火災予防条例第29条の5により設置を免除された場合についてはこの限りではない。

(変更承認)

第9条 交付対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ富士見町省エネリフォーム事業計画変更書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の20パーセントを超える額の変更をしようとするとき。
- (2) 施工箇所又は施工方法に変更があるとき。
- (3) 事業がやむを得ない理由により予定の期間内に完了しないとき。
- (4) その他町長が必要と認めるとき。

2 町長は、前項の規定による提出があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、富士見町省エネリフォーム事業変更承認通知書(様式第4号)により交付対象者に通知するものとする。

(事業の中止)

第10条 交付対象者が、事業の中止をしようとするときは、富士見町省エネリフォーム事業中止届(様式第5号)を町長に届け出なければならない。

(申請・完了実績報告及び決定)

第11条 交付対象者は、当該工事が完了したときは、速やかに富士見町省エネリフォーム事業補助金交付申請書・完了実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書等の写し
- (2) 使用した材料の性能を証する納品書等の写し
- (3) 施工箇所ごとの施工中及び完了時の写真
- (4) 住宅用防災機器が住宅に設置されていることが分かる写真(事業計画書に添付した場合を除く。)

2 前項に規定する書類の提出期限は、当該工事の完了の日から起算して1か月を経過する日とする。

3 町長は、第1項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を決定し、富士見町省エネリフォーム事業補助金交付決定通知書(様式第7号)により交付対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 交付決定者は、前条第3項の通知を受けた日から起算して10日を経過する日までに富士見町省エネリフォーム事業補助金支払請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の取消)

第13条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 事業承認の内容、これに付した条件その他法令又は要綱に違反したとき。
- (3) その他町長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した時点において、当該補助金が既に交付されているときは、期限を定め、交付決定者にその返還を求めるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

この要綱は令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第2条、第5条関係)